はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記３⑷に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする（入札説明書参照。）。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、専任の配置予定技術者が義務付けされている工事において、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。

⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求める。また、この場合、配置予定技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする（入札説明書参照。）。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減させることを可能とする施工方法等（以下「契約後ＶＥ提案」という。）に係る設計図書の変更について、発注者に提案する事ができる。契約後ＶＥ提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は港湾工事共通仕様書による。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書、資料及び技術提案資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Nakahara, Director-General, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

⑵　Classification of the services to be procured: 41

⑶　Subject matter of the contract: Hirara Port (honkou area) breakwater (Shimosaki north) (improvement) Embankment head improvement work.

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 5: 15 P.M. 17 June 2024.

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 2: 00 P.M. 16 August 2024. (tenders brought with 2: 00 P.M. 16 August 2024 or submitted by Registered mail 2: 00 P.M. 16 August 2024)

⑹　Contact point for tender documentation: Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa prefecture, 900―0006 Japan. TEL 098―866―0031 ex. 2528

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年５月20日

契約責任者　東日本高速道路株式会社
北海道支社　支社長　堀　　圭一

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　01

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北海道支社管内　伝送設備更新工事

⑶　工事場所　特記仕様書、金抜設計書に記載のとおり。

⑷　工事内容　本工事は、北海道支社管内の伝送設備の更新を行うもので、これらに伴う機器製作、据付撤去、配管配線及び試験調整等の一切の工事を行うものである。

⑸　工事概算数量　特記仕様書、金抜設計書に記載のとおり。

⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から1,860日間（余裕期間（120日）含む。）

⑺　本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日推進工事（発注者指定方式）」である。

⑻　本工事は、共通仕様書１―12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日後

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記３⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　工事種別「交通情報設備工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和５・６年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1,450点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1,350点以上である者による２者若しくは３者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む。）において、東日本高速道路株式会社から「地域１（北海道支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事ａの施工実績を有すること。

なお、単体及び特定ＪＶの代表者にあっては「同種工事」を、特定ＪＶの代表者以外の者にあっても「同種工事（緩和）」の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。なお、同種工事、同種工事（緩和）の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事ａ）公共的施設に設置された、画像信号、音声信号及びデータを光通信線路を介して送受信する伝送装置について、次の①から③に示す全てを実施した工事①機器の納入②機器の設置③試験調整

同種工事（緩和）ａ）公共的施設に設置された、画像信号、音声信号及びデータを光通信線路を介して送受信する伝送装置について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

本工事の競争参加資格においては、NEXCO東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、記載した工事が、次のイ）又はロ）に該当する工事は施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事